

# 米原市女性活躍推進補助金募集要領

近年、急速な少子高齢化の進行や人口減少の加速など、社会情勢が大きく変化し、市民の価値観も複雑・多様化する中、男女がお互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

一方で、家庭における男女の役割分担意識や、職場における男性中心の働き方を前提とした風土や慣行、地域における役職決定への根強い慣習の継続など、女性を取り巻く環境においては、改善が進んでいない分野が多く見られることから、創意工夫による意識の改革や人材育成を進め、様々な場面で女性の視点が反映される社会づくりを行うことが必要となっています。

本補助金は、市内で活動する団体から女性活躍を推進する事業を募集し、採択された事業に補助金を交付することで、女性の多彩な活躍を応援するとともに、チャレンジする機会を提供することを目指します。

## 1 補助の対象となる事業

女性が活躍する地域社会を目指し、地域に根ざしたまちづくりに資するために団体が行う次の事業

事業名	事業の内容
地域の慣習・慣行、制度等の見直し事業	地域の慣習、慣行等における制度、規約、慣例等を見直し、男女共同参画への取組を推進する活動
住民学習会の実施事業	地域住民の男女共同参画についての理解を深めるとともに、住民間の共通理解を図る活動
啓発広報事業	地域住民を対象に、男女共同参画についての情報を提供し、取組気運の醸成を図る活動

## 2 応募資格

次の要件全てに該当する団体とします。

- 市内に在住、在勤または在学する5人以上で構成され、その構成者の過半数以上が女性であること。
- 活動拠点が市内にあり、その活動が行われていること。
- 営利を目的とした団体でないこと。
- 公序良俗に反する活動をしていないこと。

## 3 補助額等

1 団体当たりの補助額は、10万円が上限で、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で審査します。

## 4 補助対象経費

事業の実施に必要な次表の経費が補助の対象となります。

経費区分	補助対象の説明
報償費	講師等への謝礼、調査、研究等に係る謝礼
旅費	講師、指導者等の交通費、宿泊費、その他事業の実施に直接必要な旅費
消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、コピー用紙等
印刷製本費	資料、パンフレット、ポスター等の事業に伴う印刷代
通信運搬費	事業に係る郵便料、運搬料等
保険料および手数料	参加者を対象としたイベント保険掛金、振込手数料等
委託料	事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に委託して支払う経費
使用料および賃借料	事業を実施するための会場使用料、車両・機器借上料等
原材料費	事業の実施に必要な原材料費
その他	事業の実施に必要であると市長が認めたもの

## 5 応募方法等

- 応募方法 「米原市女性活躍推進補助金」の交付を希望する団体は、次の書類を郵送または持参提出してください。
- 提出書類 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、規約、会員・役員名簿
- その他 令和9年3月31日までに完了する事業を申請してください。

## 6 審査基準

補助事業は、次の審査基準により審査を行います。

審査項目	審査内容
公益性	事業効果（※）がでる事業スキームとなっているか。 地域にとって必要な事業となっているか。 会員の親睦、特定の個人等を対象とした事業となっていないか。
発展性	先駆性、独創性がある事業となっているか。 事業終了後も地域の女性活躍促進が図られる事業となっているか。 外部団体・他団体等との協働による事業効果の増大、取組の広がりが期待できるか。
実現性	計画内容、実施体制が十分に検討されているか。 予算積算が適切になっているか。 関係機関、団体の許可・協議がされているか。

(※事業効果)

- 主導的な役割を担うことができる女性の育成・女性の新たな参画・女性の活躍に資する知識の習得
- 女性の活躍を推進する団体の組織の充実または団体相互間の連携

## 7 問い合わせ先

担当：米原市役所 市民部 協働人権課

住所：〒521-8501 米原市米原 1016 番地 本庁舎 3 階

電話：0749-53-5167 FAX：0749-53-5138

メールアドレス：kyojin@city.maibara.lg.jp